

令和4年度 神奈川県医療勤務環境改善支援センター 連絡調整会議

次 第

報告事項

- 1 令和3年度事業実績及び令和4年度事業計画について（資料1）
- 2 医師の働き方改革に係る行政動向及び手続について（資料2）
- 3 医師の働き方改革に係る調査からみる県内状況及びセンター支援について（資料3）
- 4 地域医療介護総合確保基金区分6の概要と活用方法（資料4）
- 5 宿日直許可事例の追加、特別支援事業について（資料5）

その他

<配布資料>

- ① 次第
- ② 出席者・委員名簿
- ③ 設置要綱
- ④ 資料1 令和3年度事業実績及び令和4年度事業計画
- ⑤ 資料2、3、4 統合パワーポイント資料
- ⑥ 資料5-1 宿日直許可事例
- ⑦ 資料5-2 医療労務管理相談コーナーチラシデータ
- ⑧ 資料5-3 特別支援事業

神奈川県医療勤務環境改善支援センター 連絡調整会議委員名簿（兼出席者名簿）

R3.4.1～R5.3.31

所属	役職名	氏名	備考
公益社団法人神奈川県薬剤師会	理事	イズミ キクエ 泉 紀久恵	
神奈川県労働局	雇用環境・均等部企画課長	オオヤ トシユキ 大屋 季之	
神奈川県	産業労働局労働部雇用労政課長	オカダ ヒサシ 岡田 久	代理出席： グループリーダー 大和 修司
公益社団法人神奈川県病院薬剤師会	会長	カナタ ミツマサ 金田 光正	代理出席： 副会長 山田 裕之
公益社団法人神奈川県医師会	理事	クボタ タケシ 久保田 毅	欠席 (オブザーバー出席：病 院診療所支援課長 小沢 孝一)
神奈川県労働局	労働基準部監督課長	サンザキ マサオ 疍崎 雅夫	
公益社団法人神奈川県病院協会	常任理事	タカハラ カズユキ 高原 和享	欠席 (オブザーバー出席：事 務局長 木村 博嗣)
神奈川県労働局	職業安定部職業安定課長	タキザワ ツトム 滝沢 勉	
公益社団法人神奈川県看護協会	会長	ナガノ ヒロタダ 長野 広敬	
神奈川県	健康医療局保健医療部 保健医療人材担当課長	ニシウミ ノボル 西海 昇	座長
株式会社タスクールPlus	関東エリア責任者	ハタノ アキヒロ 波多野 晶博	
公益社団法人日本医業経営 コンサルタント協会神奈川県支部	理事	フクナガ ワタル 福永 亘	
神奈川県看護部長会	会長	モトダテ ノリコ 本館 教子	

(氏名の五十音順に掲載)

事務局

所属	役職名	氏名	備考
神奈川県健康医療局保健医療部医療課	課長代理（保健人材担当） 兼人材確保グループリーダー	藤内 陽子	事務局長
神奈川県健康医療局保健医療部医療課 人材確保グループ	主事	新澤 駿	
神奈川県健康医療局保健医療部医療課 人材確保グループ	主事	岸 春奈	

神奈川県医療勤務環境改善支援センター設置要綱

(目的)

第1条 医療法第30条の21第3項の規定に基づき、医療従事者の勤務環境の改善を促進するため、神奈川県医療勤務環境改善支援センター（以下「センター」という。）を神奈川県健康医療局保健医療部医療課に設置する。

(センターの業務)

第2条 センターは、次の事業を行うものとする。

- (1) 病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助
- (2) 病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善に関する調査及び啓発活動
- (3) その他医療従事者の勤務環境の改善のために必要な支援

(センターの構成)

第3条 センターには、センター長及び事務局長を置く。

- 2 センター長は、センターの業務を総理し、センターを代表する。
- 3 事務局長は、センターの事務の総括を担当する。
- 4 センター長に事故あるときは、事務局長がその事務を代行する。
- 5 センター長及び事務局長は別表の職にある者をあてる。

(連絡調整会議)

第4条 センターの円滑な運営に資するため関係機関と連絡調整を行う場として、神奈川県医療勤務環境改善支援センター連絡調整会議（以下、「連絡調整会議」という。）を設置する。

(連絡調整会議の所掌事項)

第5条 連絡調整会議は、センターに関する次の事項を所掌する。

- (1) センターの業務内容に関すること。
- (2) センターの運営のあり方に関すること。
- (3) その他センターについて必要な事項に関すること。

(連絡調整会議の構成)

第6条 連絡調整会議は、委員13名程度で構成する。

- 2 委員は、医療関係団体、医業経営コンサルタント協会、株式会社タスクール Plus 及び行政機関から構成する。
- 3 連絡調整会議の委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。

(座長)

第7条 連絡調整会議に座長を置く。

- 2 座長は、センター長とする。
- 3 座長は、会務を総理し、連絡調整会議を代表する。
- 4 座長に事故があるときは、座長が予め指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 連絡調整会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 センター及び連絡調整会議の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部医療課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項はセンター長が、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は座長が、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月20日から施行する。

別表(第3条関係)

名 称	職
センター長	神奈川県健康医療局保健医療部 保健医療人材担当課長
事務局 長	神奈川県健康医療局保健医療部医療課 課長代理 (保健人材担当)